



新座市告示第 63 号

新座市高齢者配食サービス事業実施要綱（平成12年新座市告示第87号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 10 日

新座市長 並 木



次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（対象者） 第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に<u>住所を有し</u>、食事の支度をするのが困難と認められる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)～(3) [略]</p>	<p>（対象者） 第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に<u>居住し</u>、食事の支度をするのが困難と認められる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)～(3) [略]</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。